

1人の首切りも許さない

N関労東

2008. 12 No23

東日本NTT関連合同労働組合

東京都千代田区岩本町2-17-4 米澤ビル1階 労働運動センター
TEL (03) 5820-2070 FAX (03) 5820-2080
E-mail info@n-kanrou.com http://www.n-kanrou.com

■発行責任者: 斎藤 隆靖 ■編集責任者: 田原 博

日本電信電話株式会社

代表取締役社長 三浦 惺 殿

東日本NTT関連合同労働組合

執行委員長 斎藤 隆靖

要 請 書 (要旨)

難病(脊髄小脳変性症)にり病した妻を抱える保坂さんは、『育児・介護休業法』等の規定を遵守し、家族の介護・育児条件を十分に保障していただけるように、通勤時間が短くなる品川ツインズビルに転勤させてほしい(その後、品川周辺のNTT関連会社への出向も含めての検討を依頼)と、貴社やNTT東本社に事あるごとに要請してきました。

保坂本人は、2005年7月以降、NTT東本社、神奈川支店に「上申書」を提出(11回)し続けています。貴社に対しても何度も要請に伺いました。

しかし、NTT東本社は、「人員の配置については、業務上の必要性等を勘案し、会社の責任により対処しているところであり」と、木で鼻をくくったような回答です。

NTTの人事には「血も涙」もないのでしょうか。ことはすでに「人事の問題から」「人権の問題に」なっているにも関わらず、なぜ、真摯な対応をしていただけないのでしょうか、理解できません。NTT東本社は、法の定めを守らず、企業の社会的責任を放棄していると考えざるを得まないと考えざるを得ません。

あらためて、保坂貢組合員の実状を訴えつつ、保坂貢組合員の妻の介護のための時間を必要としており、このため近くへの転勤できるよう要請します。

■NTTは難病の家族の介護ができるよう「介護休業法」を守り保坂さんを介護と仕事の両立ができるように転勤させること。

■頸肩腕障害の職業病の責任を取り、木下孝子さんの不当解雇を撤回し職場に戻すこと。

■嫌がらせ長距離通勤をやめ地元

その後、全労連・東京地評争議団支援の仲間と合流し、NTT持株会社、各労組の要請書を渡し要請行動を終了しました。



業務命令で個人情報保護とかかわりのない個人のパソコンの機能を一方的に停止させることは過剰な規制です。

個人情報情報の漏洩については社会的問題であり、法的なガイドラインの規制が強化されてきています。企業及び個人情報情報は守

業務命令で個人情報保護とかかわりのない個人のパソコンの機能を一方的に停止させることは過剰な規制です。

個人情報情報の漏洩については社会的問題であり、法的なガイドラインの規制が強化されてきています。企業及び個人情報情報は守

自宅パソコンへの過剰規制

「社員等の個人所有等パソコンの自己点検・自主点検について」業務命令として行われていますが、そもそも、会社の個人情報やなんらかの媒体で自宅のパソコンに入れることを防ぎ切れない会社の体制が問題であり、あつてはならないことです。

11月21日、NTT内4労組(通信労組、電通労組、東京労組N関労分會、N関労)はNTT持株会社へ抗議・要請の統一行動をおこないました。

育児・介護休業法を遵守し、品川に配転を11月21日、持ち株会社へ要請行動

のパソコンに、業務で知りえた個人情報や使用禁止の確約を求めています。

今回の会社提案は、個人パソコン

の一部機能の一方的な停止です。個人のパソコンにインストールしたプログラム名の表記、アンインストール方法、機能停止をされたソフトの再起動の方法も明記

されています。また、会社指定のツールをダウンロード時にPCの故障、誤って私的な情報の削除等について責任・補償も明らかではありません。

最近の活動

女性交流会

12月5日、都内東区、千代田、茨城支部の女性が集まり、望年会を兼ねた第2回N関労女性交流会を開催しました。

交流会には新しく組合に加入したKさんの紹介がされました。Kさんは小さな民間会社

の正社員です。会社から「60歳以降はパートで採用するが、年休は認めない」と言われ、地域ユニオン

でもパート労働者にもある有給休暇を認めさせる闘いをしています。

今回、N関労にも加入してもらいました。私たち大企業では気づかない働く仲間の労働条件、闘いを知る

ことが出来ました。また、家庭での話しや、女性が家庭と仕事を両立させる大切さ、働き続ける大切さ、難しさも交流できました。

派遣社員はモノじゃない…

派遣労働者を契約期間中に雇い止めとする「派遣切り」が社会問題化する中、東京・日比谷野外音楽堂で4日、作家や弁護士、労働組合などが呼びかけた「派遣法の抜本改正をめざす12・4日比谷集会」が開かれた。

『派遣労働者はモノじゃない』『寮から追い出さないで』等々の訴えがありました。政府・与党は11月4日に

労働者派遣法改正案を国会に上程しました。

この改正案はすでに学者、法律家、労働組合から多くの問題点を指摘されています。「日雇い派遣」禁止を前面に出し

全面禁止まではありません。

派遣法の抜本改正を

「30日以内の期限付派遣を原則禁止」するにとまっています。

仕事があるときだけ雇用契約を結ぶ「登録型」派遣禁止、マージン率の上限規

定に雇い止めを認め、広範な例外業務を認めて日雇い派遣を公認する一方、日替わりで派遣先が変わる「日々派遣」は許され、安全対策や労働条件は厳格な



12, 4 日比谷野外音楽堂

制が不可欠です。「偽装請負」や多重派遣など違法派遣が起きた場合の派遣先との「みなし雇用」も法制化されています。

派遣社員の皆さん

NTT内で働くパート社員や派遣契約社員も同じです。話を聞くと、

「結局、毎日が不安です。更改継続してほしくて上司の顔色を見てしまっし、切られると生活できない



し…」切られたら明日からの生活ができるかどうか。「ホームレスの姿が他人事でなく将来の自分のような気がする時がある…」多くの契約社員が「上司の好き嫌い」「少しのミスで」使い捨てられています。(N関労ニュースNo.6号より)

企業内のいじめ、嫌がらせを止めさせ、安心して働け職場にしていきたいと思います。

50歳退職・再雇用制度を廃止しろ

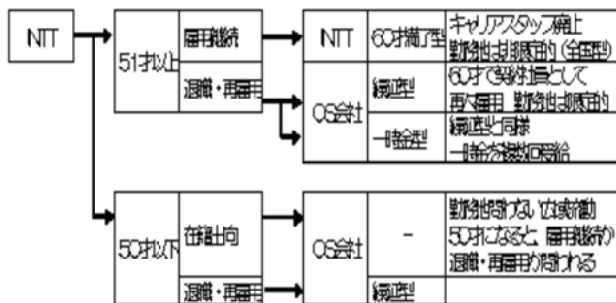
みなさんとともに悩み、考えます
お気軽に相談を下さい

2002年から毎年、50歳を迎えるNTT労働者に違法・脱法の「NTT」か「退職・再雇用」を迫る。今年も12月、面談等実施(希望把握)、社員周知(都道府県域会社等労働条件等説明)、1月、雇用形態選択通知書の提出と行われる。

いわゆる「満了型」を「選択」すれば、「全国配転」の脅しをかけ、「退職・再雇用」を「選択」すれば20%の賃金カットとなる。こうした違法・脱法行為は、廃止させなければならぬ。

なお、該当される方は、一人で悩まず相談してください。一緒に悩み、考えます。

11万人首切りの構図



成果・評価制度などのご意見も下さい

相談窓口 03-6806-0255
ほっとライン

労基署 不正勧告 不払い残業代3億円

去る10月25日、NTT西日本の子会社で、回線の保守などを請け負っている「NTT西日本・中国」(広島市)が、職員の残業代を支払っていないとして広島中央労働基準監督署から不正勧告を受け、不払い分約3億700万円を支給していたことが分かった。

た。勤務表上の勤務時間を実際より短く付けていたもの。また有給休暇取得中に勤務した事例も2000件以上あった。昨年5月の労基署の立ち入り調査・判断。不正勧告を受けたNTTは、全額支払い、有給休暇も再取得させたという。

一方的賃上げ

1日の労働時間7時間30分、時給1300円で、NTT西日本子会社に派遣されている労働者が「来年1月から労働時間を1時間削減し、6時間30分にする。これを飲まないなら雇用しない」と一方的に通告されN関労に相談・加入しました。月20万数程度の収入が3万円近く減収となるといいます。賃下げ、雇用継続の要求を会社に提出した。

労働契約法では、契約途中での有期雇用労働者の解雇制限(第17条)をしているが、これを無視し、恫喝している。こうした不法・不当な実態が明らかにされている。N関労は、09春闘アンケートを行い、こうした実態を把握し、問題点を明らかにしていきます。

